

陳情第180号	受理年月日	平成28年11月2日
付託委員会	環境建設委員会	
陳情者	八幡西区本城三丁目22-19 大庭 孝広	
件名	歩道の切り下げ申請許可基準の見直しについて	
要旨	<p>建設局は、歩道一部改築工事施行承認基準を外れる工事申請をことごとく許可している。問題は、その基準の文言におかした表現が含まれており、常識を持ち合わせていない職員が間違った判断をしていると思われる。</p> <p>同基準では、①基準により難しく、路外施設の形態等からやむを得ないと認められる場合は基準を適用しなくていいような表現になっていること、②乗り入れ施設の設置数は、1の路外施設について1カ所とするとしていながら、別項では、2以上の乗り入れ施設を設置する場合の基準を規定していること、③既に道路管理者の承認を得て乗り入れ施設を設置しているものは、この基準に基づき設置した施設とみなすとされているが、他の自治体や国土交通省などの基準を見ると、ガソリンスタンドなどの施設や個人の住宅用では基準を適用しない、又は緩和できるとの特例があるので、本市も同じような運用をしているとすると、跡地利用などで使用用途が変更される場合はその都度見直されなければならないはずであり、この表現ではそのような配慮をしなくてよいととられてしまう。</p> <p>大至急、基準を見直すとともに業務対応可能な職員を配置することが必要である。</p> <p>については、市民の安全を脅かす行政の問題として議会で審議いただき、他の自治体への業務委託なども含めた提案をしていただきたい。</p>	